

国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程

平成16年4月1日 制 定

平成30年1月1日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第54条の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に常時勤務する教職員（（就業規則第20条に規定する教職員を除く。以下同じ。）以下「教職員」という。）に対する退職手当に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程の定めるところによる退職手当は、教職員が退職し、又は解雇された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、教職員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちには、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって退職手当を等分して支給する。
- 4 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- 一 教職員を故意に死亡させた者
 - 二 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給)

第3条 この規程の定めるところによる退職手当は、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）

第24条第1項ただし書きに基づく協定による場合を除き、その全額を通貨で支給する。ただし、当該教職員の同意を得た場合には、その指定する金融機関における預貯金口座等へ振り込むことにより、これを支給するものとする。

- 2 前項の退職手当は、教職員が退職した日から起算して1箇月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

(退職手当の支給制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には退職手当は支給しない。

- 一 就業規則第9条第2項の規定により試用期間中に解雇され、又は試用期間満了時に本採用されなかつた場合
 - 二 採用後6箇月末満の間に、本学を退職した場合（傷病又は死亡による場合及び就業規則第21条第2項第4号及び第5号に該当する場合を除く。）
 - 三 教職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、その退職については、退職手当は支給しない。
- 2 懲戒解雇等処分を受けて退職した場合等の退職手当の支給制限については、第17条から第23条に定める。

(退職手当)

第4条の2 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(年俸制適用教職員の取扱い)

第4条の3 退職し、又は解雇された年俸制適用教職員（国立大学法人滋賀医科大学年俸制適用教職員給与規程第1条に規定する年俸制適用教職員をいう。以下同じ。）の退職手当の額は、年俸制適用教職員となった日の前日を自己の都合により退職した日とみなして、この規程により計算した額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）に定める退職の日におけるその者の基本給及び基本給の調整額の合計額（休職、停職、減給その他の理由によりその全部又は一部が支給されない場合においては、これらの理由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき月額）（以下「退職日基本給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
 - 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
 - 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
 - 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120
- 2 前項の規定にかかわらず傷病又は死亡以外の自己都合により退職した者（第17条第1項第1号に掲げる者を含む。）に係る退職手当の基本額は、同項の規定により計算した額に、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
 - 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
 - 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次の各号に掲げる長期勤続後の退職者等に係る退職手当の基本額は、その者の退職日基本給月額に、次項に規定する区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第17条第1項第1号の規定により退職した者
- 二 11年以上25年未満の期間勤続し、就業規則第17条の2の規定により退職した者
- 三 11年以上25年未満の期間勤続し、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職した者
- 四 11年以上25年未満の期間勤続し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者
- 五 11年以上25年未満の期間勤続し、定年に達した日以降、その者の非違によることなく退職した者
- 六 期間を定めて雇用する教職員が、11年以上25年未満の期間勤続し、任期を満了して退職したとき

2 前項の勤続期間に係る区分及び割合は、次のとおりとする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次の各号に掲げる退職者に係る退職手当の基本額は、その者の退職日基本給月額に、次項に規定する区分及び割合に従い、その者の勤続期間を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 就業規則第21条第2項第4号又は第5号の規定により解雇された者
- 二 業務上の傷病又は死亡により退職した者
- 三 25年以上勤続し、就業規則第17条第1項第1号の規定により退職した者

- 四 25年以上勤続し、就業規則第17条の2の規定により退職した者
 - 五 25年以上勤続し、通勤による傷病により退職した者
 - 六 25年以上勤続し、死亡により退職した者
 - 七 25年以上勤続し、定年に達した日以降、その者の非違によることなく退職した者
 - 八 期間を定めて雇用する教職員が、25年以上勤続し、任期を満了して退職したとき
- 2 前項の勤続期間に係る区分及び割合は、次のとおりとする。
- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- (基本給月額の減額改定以外の理由により基本給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)
- 第7条の2 退職した者の基礎在職期間中に、基本給月額の減額改定（基本給月額を改定する給与規程が施行された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けた基本給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の基本給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の基本給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前基本給月額」という。）が、退職日基本給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - 二 退職日基本給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日基本給月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前基本給月額に対する割合
- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程及びその他の規程の規定により、退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の定めるところによる退職手当の支給を受けたこと又は第12条第1項に規定する国家公務員等、第13条第1項に規定する他の国立大学法人等職員、第14条第1項に規定する役員若しくは第15条第1項に規定する他の国立大学法人等の役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退

職手当に係る退職の日以前の期間及び第10条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第17条第1項若しくは第19条第1項の規定により退職手当の全部を支給しない措置を受けたことにより退職手当の支給を受けなかつたことがある場合における当該退職手当に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に教職員、第12条第1項に規定する国家公務員等、第13条第1項に規定する国立大学法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）及び年俸制適用教職員としての期間を除く。）をいう。

- 一 教職員としての引き続いた在職期間
- 二 第12条第2項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国家公務員等としての引き続いた在職期間
- 三 第13条第2項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- 四 第14条第2項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた役員としての引き続いた在職期間
- 五 第15条第2項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた他の国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第8条 第7条第1項第4号の規定に該当する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上あり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上である者に対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第1項	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第7条の2第1項 第1号	及び特定減額前基本 給月額	並びに特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と

		退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額
第7条の2第1項 第2号	退職日基本給月額に、	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額に、
第7条の2第1項 第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前基本給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前基本給月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、教職員の退職の日における退職日基本給月額に49.59(平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては55.86、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては52.44とする。次条において同じ。)を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第9条の2 第7条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じた当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 49.59以上 特定減額前基本給月額に49.59を乗じて得た額
- 二 49.59未満 特定減額前基本給月額に第7条の2第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日基本給月額に49.59から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第9条の3 第8条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条	第5条から第7条まで	第8条の規定により読み替えて適用する第7条
	退職日基本給月額	退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき退職日基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	これらの	前条の規定により読み替えて適用する第7条の
第9条の2	第7条の2第1項の	第8条の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項の
	同項第2号口	第8条の規定により読み替えて適用する同項第2号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第9条の2第1号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているそのものに係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

第9条の2第2号	特定減額前基本給月額	特定減額前基本給月額及び特定減額前基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第7条の2第1項第2号口		第8条の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項第2号口
及び退職日前基本給月額		並びに退職日基本給月額及び退職日基本給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき特定減額前基本給月額に応じて100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
当該割合		当該第8条の規定により読み替えて適用する同号口に掲げる割合

（退職手当の調整額）

第9条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第7条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（第10条第4項各号に掲げる期間のある月（現実に職務を行った日のあった月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 95, 400円
- 二 第2号区分 78, 750円
- 三 第3号区分 70, 400円

- 四 第4号区分 65, 000円
- 五 第5号区分 59, 550円
- 六 第6号区分 54, 150円
- 七 第7号区分 43, 350円
- 八 第8号区分 32, 500円
- 九 第9号区分 27, 100円
- 十 第10号区分 21, 700円
- 十一 第11号区分 0円

2 退職した者の基礎在職期間に第7条の2第2項第2号から第5号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、職制上の段階、職務の級、その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して別表に定める。

4 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表（1）から（3）の表の左欄に掲げるその者の当該月における区分に対応するこれらの表の右欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の右欄に掲げる2以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の左欄に掲げる教職員の区分に属していたものとする。

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者（第6号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）のうち自己都合退職者（第5条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0円
- 三 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 四 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0円
- 五 その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1項各号（第73号及び第73号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者その他これに類する者として学長が定める者 第5条から前条までの規定により計算した退職手当の基

本額の100分の8に相当する額

- 6 第4項後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる教職員の区分のみに属していたものとする。また、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

(退職手当の額に係る特例)

第9条の5 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条の2、第7条、第7条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 四 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第10条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職し、又は解雇された日の属する月までの月数による。
- 3 教職員が退職した場合（第4条第1項第3号に該当する場合を除く。）において、その者が退職の日またはその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間の算定については、次に掲げる事由により現実に職務をとることを要しない期間（国立大学法人滋賀医科大学教職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業規程」という。）により育児短時間勤務をした期間は、現実に職務をとることを要しない期間とみなす。）のある月（現実に職務を行った日のあった月（育児休業規程により育児短時間勤務をした期間にあっては、月の中途において育児短時間勤務を開始又は終了した場合の当該月）を除く。）が1以上あったときは、当該各号に掲げる相当する期間を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

- 一 就業規則第14条第1項第1号から第4号及び第6号に規定する休職（業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。）の期間については、その月数の2分の1に相当する期間
- 二 就業規則第40条第1項第3号に規定する停職の期間については、その月数の2分の1に相当す

る期間

三 育児休業規程により育児休業をした期間については、当該休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあってはその月数の3分の1、それ以外の期間にあってはその月数の2分の1に相当する期間

四 育児休業規程により育児短時間勤務をした期間については、その月数の3分の1に相当する期間

五 国立大学法人滋賀医科大学教職員自己啓発等休業規程（以下「自己啓発等休業規程」という。）により自己啓発等休業をした期間については、その全期間（ただし、自己啓発等休業規程第2条第2項又は第3項に規定する大学等における修学又は国際貢献活動の内容が職務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他学長が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する期間）

六 就業規則第14条第1項第5号に規定する休職については、その全期間

5 前4項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第6条第1項又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。

6 前項の規定は、前条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

7 年俸制適用教職員としての在職期間は、第1項の規定にかかわらず、その期間を勤続期間に含めない。

（勤続期間の計算の特例）

第11条 本学非常勤職員（1週間の労働時間が教職員について定められている労働時間と同様であるものに限る。）から引き続き教職員となった者（事業年度を超えることとなるものを除く。）に対する退職手当の算定の基礎とする勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

一 教職員に定められている労働時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間

二 教職員に定められている労働時間以上勤務した日が18日以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至るまでの間に引き続いて教職員となり、通算して6月を超える期間勤務したもの、その教職員となる前の引き続いて勤務した期間

（国家公務員等として在職した後引き続いて教職員となった者に対する在職期間の計算）

第12条 教職員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国、特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。）、地方公共団体（退

職手当に関する条例において、教職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人のうち、退職手当に関する規定において、教職員が学長の要請に応じ、引き続いて当該地方独立行政法人に使用される者となった場合に、教職員としての勤続期間を当該地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方独立行政法人に限る。）若しくは国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定する公庫等（第13条に定める法人を除く。以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び教職員となった者の第10条第1項に規定する在職期間の計算については、先の教職員としての在職期間の始期から後の教職員としての在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における国家公務員等としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。
- 4 教職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 5 第1項又は第2項の規定にかかわらず、いったん国家公務員等としての退職手当を支給されて退職した者（不支給事由に該当するために退職手当を支給されなかつた者を含む。）については、当該退職日以前の期間を在職期間に含まないものとする。

（他の国立大学法人等の職員との在職期間の通算）

第13条 教職員が、引き続いて他の国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人メディア教育開発センター、独立行政法人大学入試センター及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構（ただし、同機構就業規則に規定する教育職員に限る。）（以下「他の国立大学法人等」という。）の職員となり、その者の教職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 第10条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の職員が引き続いて教職員となったときにおけるその他の国立大学法人等としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の国立大学法人等の職員としての退職手当を支給されて退職した者（不支給事由に該当するために退職手当を支給されなかった者を含む。）については、当該退職日以前の期間を在職期間に含まないものとする。

（役員との在職期間の通算）

第14条 教職員が、引き続いて役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となつたときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第10条第1項に規定する教職員として引き続いた在職期間には、役員が引き続いて教職員となつたときにおけるその者の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の場合における役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

（他の国立大学法人等の役員との在職期間の通算）

第15条 教職員が、引き続いて他の国立大学法人等の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となり、その者の教職員としての勤続期間が、当該他の国立大学法人等の退職手当に関する規定によりその者の当該他の国立大学法人等の役員としての勤続期間に通算されることを定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

- 2 第10条第1項に規定する教職員として引き続いた在職期間には、他の国立大学法人等の役員が引き続いて教職員となったときにおけるその他の国立大学法人等の役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。ただし、他の国立大学法人等の役員としての退職手当を支給されて退職した者（不支給事由に該当するために退職手当を支給されなかった者を含む。）については、当該退職日以前の期間を在職期間に含まないものとする。
- 3 前項の場合における他の国立大学法人等の役員としての在職期間の計算については、第10条の規定を準用する。

（役員の在職期間を有する教職員の退職手当の額の在職期間の計算）

第16条 引き続いた役員及び他の国立大学法人等の役員（以下「役員等」という。）の期間を有する教職員の退職手当の額は、第5条から第9条にかかわらず、当該教職員に係る役員等の在職期間について、当該役員等の業績に応じ、経営協議会の議を経て、これを増額し又は減額することができる。

（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第17条 学長は、退職した者が次の第1号に該当するときは、当該退職した者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職した者が占めていた職の職務及び責任、当該退職した者が行った非違の内容及び程度、当該非違が業務に対する本学の名誉及び信用に及ぼす影響その他の事情等を勘案して、当該退職手当の全

部又は一部を支給しない措置を行うことができる。

- 一 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者
- 2 学長は、前項の規定による措置を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該措置を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定による通知をする場合において、当該措置を受けるべき者の所在が知れないとときは、民事訴訟法に規定する公示送達により行うものとする。

(退職手当の支払の差止め)

第18条 学長は、退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める措置を行うものとする。

- 一 教職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- 二 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 学長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める措置を行うことができる。
 - 一 当該退職をした者の基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが業務に対する本学の名譽及び信用を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - 二 学長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 学長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める措置を行うことができる。

- 4 前3項の規定による退職手当の額の支払を差し止める措置（以下「支払差止め措置」という。）を受けた者は、60日が経過した後においては、当該支払差止め措置後の事情の変化を理由に、学長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 学長は、第1項又は第2項の規定による支払差止め措置を行った場合は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止め措置を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止め措置を受けた者がその者の基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止め措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 当該支払差止め措置を受けた者について、当該支払差止め措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止め措置を受けた者について、当該支払差止め措置の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止め措置を受けた者について、その者の基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止め措置を受けた日から1年を経過した場合
- 6 学長は、第3項の規定による支払差止め措置を行った場合は、当該支払差止め措置を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止め措置を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止め措置を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、学長が、当該支払差止め措置を行った場合、当該支払差止め措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止め措置を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止め措置について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第19条 学長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第17条第1項に規定するその他の事情等及び同項各号に規定する退職をした場合の退職手

当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しない措置を行うことができる。

- 一 当該退職した者が刑事事件（当該退職後に起訴された場合にあっては、基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 学長が、当該退職した者について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 学長は、死亡による退職した者の遺族（退職した者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、第17条第1項に規定するその他の事情等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しない措置を行うことができる。
- 3 学長は、第1項第2号又は前項の規定による措置を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による措置について準用する。
- 5 支払差止措置に係る退職手当に關し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しない措置が行われたときは、当該支払差止措置は、取り消されたものとみなす。

（退職した者の退職手当の返納）

第20条 学長は、退職した者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職した者に対し、第17条第1項に規定するその他の事情等のほか、当該退職した者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

- 一 当該退職した者が基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 学長が、当該退職した者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第2号に該当するときにおける同項の規定による措置は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 学長は、第1項の規定による措置を行おうとするときは、当該措置を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見の聴取については、別に定める。
- 5 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による措置について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第21条 学長は、死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第2号に該当するときは、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第17条第1項に規定するその他の事情等のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる措置を行うことができる。

2 第17条第2項及び第3項並びに前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による措置について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第22条 学長は、退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第20条第1項又は前条第1項の規定による措置を受けることなく死亡した場合（次項から第4項までに規定する場合を除く。）において、学長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第20条第5項又は前条第3項において準用する別に定める通知を受けた場合において、第20条第1項又は前条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したとき（次項から第4項までに規定する場合を除く。）は、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第18条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第20条第1項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月

以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中（年俸制適用教職員にあっては年俸制適用教職員としての期間も含める。）の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第 20 条第 1 項の規定による措置を受けることなく死亡したときは、学長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職した者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる措置を行うことができる。

5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 17 条第 1 項に規定するその他の事情等のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情等を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。

6 第 17 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項から第 4 項までの規定による措置について準用する。

（退職手当審査会への諮問）

第 23 条 学長は、第 19 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は前条第 1 項から第 4 項までの規定による措置（以下この条において「退職手当の支給制限等の措置」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。

2 退職手当審査会は、第 19 条第 2 項、第 21 条第 1 項又は前条第 1 項から第 4 項までの規定による措置を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該措置を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の措置に係る事件に関し、当該措置を受けるべき者にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めるここと、適當と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めるこことその他必要な調査をすることができる。

4 退職手当審査会の組織及び運営その他必要な事項は、別に定める。

（実施規定）

第 24 条 この退職手当規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、別に定める。

2 この規程に定めるもののほか、国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）及び関係法令等に準じて取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(承継職員の在職期間の通算)

- 2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により教職員となった者の第10条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 前項の教職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。
- 4 国立大学法人の成立前の滋賀医科大学（以下「旧機関」という。）の教職員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて地方公共団体又は国家公務員退職手当法第7条の2第1項に定める公庫等（以下「公庫等」という。）の職員となるため退職し、かつ、引き続いて公庫等の職員として在職した後引き続いて教職員となった場合におけるその者の第10条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に定める職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間は、教職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 5 公庫等の職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて旧機関の教職員となり、かつ、引き続き旧機関の教職員として在職した後引き続いて国立大学法人法附則第4条の規定により教職員となり、かつ、引き続いて公庫等の職員となるため退職した場合において、その者の教職員としての在職期間が、当該公庫等における在職期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(退職手当の額に係る経過措置)

- 6 当分の間、42年以下の期間勤続して退職し又は解雇された者に対する退職手当の基本額は、第5条から第8条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第9条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第6項」とする。ただし、35年を超える期間勤続した者で、第7条及び第8条の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とし、42年を超える期間勤続した者で、第5条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として本項の規定の例により計算して得られる額とする。

- 7 第7条第4項の規定は、この規程の施行日前に退職し、国家公務員退職手当法第5条第3項の規定の適用を受け、かつ、その退職の日の翌日から1年以内に再び教職員となった者が、再び教職員となつた日からさらに1年以内に退職した場合にも、これを準用するものとする。
- 8 平成16年4月1日から平成16年9月30日までの間における第9条の規定の適用については、同条中「59.28」とあるのは「60.99」とする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 教職員が退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における級号俸に対応する附則別表に定める基本給月額を基礎として、この規程による改正前の国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程（以下「旧規程」という。）第5条から第9条まで及び附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額が、この規程による改正後の国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程（以下「新規程」という。）第5条から第9条の5まで及び附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額（以下「新規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 施行日の前日に第12条第1項に規定する国家公務員等として在職していた者、第13条第1項に規定する他の国立大学法人等の職員として在職していた者、第14条第1項に規定する役員として在職していた者若しくは第15条第1項に規定する他の国立大学法人等の役員として在職していた者が施行日以後に教職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「教職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われる期間」と、「級号俸」とあるのは「その者の国家公務員等、他の国立大学法人等の職員、役員又は国立大学法人等の役員としての在職期間において教職員として在職していたものとみなした場合に、その者が施行日の前日において適用されるべき級号俸」と、「基本給月額」とあるのは「その者の国家公務員等、他の国立大学法人等の職員、役員又は国立大学法人等の役員としての在職期間において教職員として在職していたものとみなした場合に、その者が施行日の前日において受けるべき基本給月額」とする。

第3条 教職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が施行日の前日における級号俸に対応する附則別表に定める基本給月額

を退職の日の基本給月額とみなして旧規程第5条から第9条まで及び附則第6項から第8項までの規定により計算した退職手当の額（以下「旧規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当の額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）

　イ 新規程第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

　ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

二 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円）

　イ 新規程第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

　ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

三 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合は、500,000円）

　イ 新規程第9条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

　ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新規程第7条の2の規定の適用については、

同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（施行日以後の期間に限る。）」とする。
2 教職員を退職した者で、その者の基礎在職期間のうち施行日以後の期間に、教職員以外の教職員としての在職期間が含まれるものに対する新規程第7条の2の規定の適用については、その者が当該教職員以外の教職員として受けた基本給月額は、同条第1項に規定する基本給月額には該当しないものとみなす。

第5条 新規程第9条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（

第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間
-----	--------	-------------------

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に国立大学法人滋賀医科大学職員早期退職規程により退職した者に第8条の規定を適用する場合は、「100分の2」とあるのを「100分の4」と読み替えて適用することができる。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。
(退職手当の額に係る経過措置)
2 改正後の国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当規程附則第6項の規定の適用について、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年2月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

別 表

(1) 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分についての表

教職員の区分	適用される俸給表及び職務の級等
第1号区分	<p>一 平成8年4月1日から平成16年3月31日までの間において適用されていた一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表9号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第2号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表4号俸から8号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第3号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの俸給月額を受けていたもの</p> <p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第4号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p> <p>二 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>二 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち学長の定めるもの</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>二 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の</p>

教職員の区分	適用される俸給表及び職務の級等
	<p>適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第4号区分の項第二号及び第5号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>二 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>三 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>四 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>二 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>三 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>五 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第9号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の</p>

教職員の区分	適用される俸給表及び職務の級等
	<p>適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>二 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの(第8号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>四 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第8号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第10号区分	<p>一 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>二 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち学長の定めるもの又は4級若しくは5級であったもの</p> <p>三 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>四 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>五 平成8年4月以後平成16年3月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長の定めるもの又は3級であったもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

(2) 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分に

についての表

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
第1号区分	
第2号区分	
第3号区分	
第4号区分	<p>一 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されたいた国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程(これに相当する他の法令又は規則による場合を含む。以下「平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程」という。)の一般職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が11級であったもの</p> <p>二 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>一 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p> <p>二 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち学長の定めるもの</p> <p>三 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>一 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であったもの</p> <p>二 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの(第4号区分の項第二号及び第5号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>一 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p> <p>二 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職基本給表の適用</p>

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
	<p>を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>三 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級又は7級であったもの</p> <p>四 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>一 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p> <p>二 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>三 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第7号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>五 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第9号区分	<p>一 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p> <p>二 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの（第8号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>四 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第8号区分の項</p>

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
	<p>第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第10号区分	<p>一 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p> <p>二 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の一般職基本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち学長の定めるもの又は4級若しくは5級であったもの</p> <p>三 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長の定めるもの</p> <p>四 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長の定めるもの又は3級若しくは4級であったもの</p> <p>五 平成16年4月以後平成18年3月以前の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち学長の定めるもの又は3級であったもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

（3）平成18年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分についての表

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
第1号区分	
第2号区分	
第3号区分	<p>一 平成18年4月1日以後適用されている国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程（これに相当する他の法令又は規則による場合を含む。以下「平成18年4月以後の給与規程」という。）一般職基本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であったもの</p>

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
	<p>二 平成26年4月1日以後適用されている国立大学法人滋賀医科大学教職員給与規程（これに相当する他の法令又は規則による場合を含む。以下「平成26年4月以後の給与規程」という。）専門業務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が10級であつたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であつたもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第4号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの</p> <p>二 平成26年4月以後の給与規程の専門業務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が9級であつたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもののうち学長の定めるもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第5号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの</p> <p>二 平成26年4月以後の給与規程の専門業務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であつたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの（第4号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち学長の定めるもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第6号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの</p> <p>二 平成26年4月以後の給与規程の専門業務職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であつたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であつたもの（第4号区分の項第二号及び第5号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者</p>

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
	<p>でその属する職務の級が8級であつたもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が7級であつたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第7号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級であつたもの</p> <p>二 平成26年4月以後の給与規程の専門業務職基本給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級であつたもの</p> <p>三 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が4級であつたもののうち学長の定めるもの</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級又は7級であつたもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が6級であつたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第8号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（二）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が5級であつたもののうち学長の定めるもの</p> <p>三 平成26年4月以後の給与規程の専門業務職基本給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が4級であつたもの（第7号区分の項第二号に掲げる者を除 く。）</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が5級であつたもののうち学長の定めるもの</p> <p>六 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が5級であつたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第9号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者</p>

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
	<p>でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（二）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が5級であつたもの（第8号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成26年4月以後の給与規程の専門業務職基本給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が5級であつたもの（第8号区分の項第五号に掲げる者を除く。）</p> <p>六 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が4級であつたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>
第10号区分	<p>一 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（一）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>二 平成18年4月以後の給与規程の一般職基本給表（二）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が3級であつたもののうち学長の定めるもの又は4級で あつたもの</p> <p>三 平成26年4月以後の給与規程の専門業務職基本給表の適用を受けていた者 でその属する職務の級が3級であつたもの</p> <p>四 平成18年4月以後の給与規程の教育職基本給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が2級であつたもののうち学長の定めるもの</p> <p>五 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（二）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が2級であつたもののうち学長の定めるもの又は3級若 しくは4級であつたもの</p> <p>六 平成18年4月以後の給与規程の医療職基本給表（三）の適用を受けていた者 でその属する職務の級が2級であつたもののうち学長の定めるもの又は3級で あつたもの</p> <p>七 前各号に掲げる者に準ずるものとして学長の定めるもの</p>

教職員の区分	適用される基本給表及び職務の級等
第11号区分	第1号区分から第10号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者

附則別表

(1) 一般職基本給表 (一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
号俸	基本給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	—	—	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600
9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400
10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200
11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300
12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300
13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200
14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100
15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700
16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900		
17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200		
18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300		
19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400			
20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000			
21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600			
22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700				
23			299,100	351,900	372,700	411,900					
24			301,100	354,100	375,300	415,300					
25			303,000	356,500	377,800						
26			304,800	358,700	380,400						
27			306,700	361,000							
28			308,700	363,200							
29			310,600								
30			312,500								
31			314,400								
32			316,200								

(2) 一般職基本給表 (二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	164,500	183,100	200,600	225,600	253,800
2	120,200	171,200	189,000	206,600	232,500	261,000
3	123,900	177,100	194,800	212,800	239,400	268,300
4	127,700	183,100	200,500	219,300	246,500	276,300
5	131,500	188,400	206,500	225,500	253,100	284,300
6	135,600	193,300	212,700	232,200	259,900	292,500
7	140,300	198,300	219,200	238,400	266,500	300,900
8	145,100	203,600	225,000	244,200	272,700	309,000
9	151,000	208,800	231,100	249,800	278,400	316,900
10	157,000	213,800	236,900	255,600	283,800	324,400
11	164,200	219,200	242,400	260,900	289,200	331,900
12	170,900	224,200	248,000	266,000	294,500	338,900
13	176,600	229,000	253,000	271,000	299,800	345,900
14	182,100	233,800	258,100	275,900	304,700	351,900
15	186,800	238,600	262,900	280,600	309,300	358,000
16	191,200	242,700	267,400	285,300	313,800	363,900
17	195,600	246,700	272,100	289,200	318,000	369,500
18	199,400	250,400	276,700	292,700	322,300	374,800
19	203,000	253,600	281,000	295,900	326,300	379,700
20	205,900	255,900	284,600	298,800	329,900	384,200
21	208,900	258,000	287,200	301,600	333,300	388,600
22	211,700	259,900	289,400	304,200	336,400	392,700
23	214,500	261,200	291,700	306,900	338,800	395,900
24	217,200	262,600	293,700	309,300	341,300	
25	219,500	264,200	295,700	311,700	343,500	
26	221,600	265,900	297,600	313,700	345,900	
27	223,700	267,500	299,400	315,800	348,100	
28	225,900	269,200	301,300	317,700		
29	227,800	270,700	303,100	319,900		
30	229,800	272,300	305,000	322,100		
31	231,700	273,900	306,800	324,100		
32	233,300	275,600				
33		277,100				

(3) 教育職基本給表

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
	基本給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	251,900	284,800	364,700
2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
4	178,300	219,800	291,100	329,500	404,200
5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
7	204,000	251,100	331,700	374,400	439,300
8	211,700	263,400	345,100	385,300	450,800
9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500
12	245,400	310,900	387,200	422,800	495,600
13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800
14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900
15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200
16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400
17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400
18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300
19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200
20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400
21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700
22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600
23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200
24	320,400	381,600	457,300	495,400	
25	323,900	384,500	460,400	498,700	
26	327,000	387,200	463,400	502,000	
27	330,000	390,100	466,500		
28	332,700	392,800	469,500		
29	334,900	395,600			
30	336,900	398,200			
31	339,000	401,000			
32	341,000	403,700			
33	343,000	406,600			
34	345,000	409,400			
35	347,000				
36	349,000				
37	351,100				
38	353,300				

(4) 医療職基本給表 (二)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	基本給月額 円							
1	—	—	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000
12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100
13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700
14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300
15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600
16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900
17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500	
18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400		
19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000		
20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600		
21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700			
22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100			
23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500			
24		294,800	353,300	376,900				
25		296,600	355,600	379,200				
26		298,300	357,600	381,700				
27		300,200	359,700	384,300				
28		301,900	361,800					
29			364,000					
30			366,200					

(5) 医療職基本給表 (三)

職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	基本給月額 円						
1	—	—	220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000
12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900
13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700
14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400
15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100
16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000
17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700
18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900
19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700
20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000	
21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000	
22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500	
23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900		
24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400		
25	283,100	335,800	377,400	397,700			
26	287,200	339,700	380,700	400,900			
27	290,700	343,000	383,700	403,800			
28	293,800	345,900	386,500	406,200			
29	296,200	348,600	389,300				
30	298,300	350,700	392,000				
31	300,100	352,700	394,300				
32	302,000	354,600					
33	303,900	356,500					
34	305,800	358,600					
35	307,700	360,700					
36	309,600	362,900					
37	311,400	365,200					
38	313,500	367,400					
39	315,400						
40	317,400						
41	319,200						

国立大学法人滋賀医科大学教職員退職手当の基本額支給割合一覧表

(平 25. 2. 1～H25. 9. 30)

勤 続 年 数	第5条			第6条	第7条	
	自 己 都 合	外定～ 死 1 亡年 1 ・ 年 通勤未 勤 满 災 奏～ 害 ・ 傷 任 病 期 等 满 了 ・ 業務	業(通 務外勤 傷災 病害 等傷 害・ 傷任 病期 等满 了・ 業務	亡定～ ・年 1 通・ 1 勤 勤年 災 奏以 害・ 上 傷 任 2 病 期 5 等 满年 了未 ・ 满 業 務 外 死	業組 務織 上上の 傷死改 病亡廃	亡定～ ・年 2 通・ 5 勤 勤年 災 奏以 害・ 上 傷 任 ～ 病 期 满 了 ・ 業 務 外 死
6月末満	0	0.98	0.98		1.47	
6月以上1年	0.588	0.98	0.98		(1年未満2.7a) 1.47(3.6a)	
2	1.176	1.96	1.96		2.94(4.5a)	
3	1.764	2.94	2.94		4.41(5.4a)	
4	2.352	3.92	3.92		5.88(5.4a)	
5	2.94	4.9	4.9		7.35	
6	3.528	5.88	5.88		8.82	
7	4.116	6.86	6.86		10.29	
8	4.704	7.84	7.84		11.76	
9	5.292	8.82	8.82		13.23	
10	5.88	9.8	9.8		14.7	
11	8.7024		10.878	13.5975	16.317	
12	9.5648		11.956	14.945	17.934	
13	10.4272		13.034	16.2925	19.551	
14	11.2896		14.112	17.64	21.168	
15	12.152		15.19	18.9875	22.785	
16	15.0822		16.758	20.9475	24.402	
17	16.4934		18.326	22.9075	26.019	
18	17.9046		19.894	24.8675	27.636	
19	19.3158		21.462	26.8275	29.253	
20	23.03		23.03	28.7875	30.87	
21	24.99		24.99	30.7475	32.487	
22	26.95		26.95	32.7075	34.104	
23	28.91		28.91	34.6675	35.721	
24	30.87		30.87	36.6275	37.338	
25	32.83		32.83		38.955	38.955
26	34.398		34.398		40.719	40.719
27	35.966		35.966		42.483	42.483
28	37.534		37.534		44.247	44.247
29	39.102		39.102		46.011	46.011
30	40.67		40.67		47.775	47.775
31	41.846		41.846		49.539	49.539
32	43.022		43.022		51.303	51.303
33	44.198		44.198		53.067	53.067
34	45.374		45.374		54.831	54.831
35	46.55		46.55		55.86	55.86
36	47.726		47.726		55.86	55.86
37	48.902		48.902		55.86	55.86
38	50.078		50.078		55.86	55.86
39	51.254		51.254		55.86	55.86
40	52.43		52.43		55.86	55.86
41	53.606		53.606		55.86	55.86
42	54.782		54.782		55.86	55.86
43	55.86		55.86		55.86	55.86
44	55.86		55.86		55.86	55.86
45	55.86		55.86		55.86	55.86

(注1)()内は、最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(注3)退職手当の基本額の調整(98/100)を含めた係数である。

(平25.10.1~H25.11.30)

勤 続 年 数	第5条			第6条	第7条	
	自 己 都 合	外定死 亡年1 ・年 通勤未 勤滿 災獎) 害・ 傷任 病期 等滿 了・ 業務	業務 外勤 傷災 病害 等傷 病を除 く)	亡定 ・年1 通・1 勤勧年 災獎以 害・上 傷任2 病期5 等滿年 了未 ・滿 業務 外死	業務 組織 の上 勤死改 病亡廢	亡定 ・年2 通・5 勤勧年 災獎以 害・上 傷任 病期 等滿 了・ 業務 外死
6月未満	0	0.92	0.92		1.38	
6月以上1年	0.552	0.92	0.92		(1年未満2.7a) 1.38(3.6a)	
2	1.104	1.84	1.84		2.76(4.5a)	
3	1.656	2.76	2.76		4.14(5.4a)	
4	2.208	3.68	3.68		5.52(5.4a)	
5	2.76	4.6	4.6		6.9	
6	3.312	5.52	5.52		8.28	
7	3.864	6.44	6.44		9.66	
8	4.416	7.36	7.36		11.04	
9	4.968	8.28	8.28		12.42	
10	5.52	9.2	9.2		13.8	
11	8.1696		10.212	12.765	15.318	
12	8.9792		11.224	14.03	16.836	
13	9.7888		12.236	15.295	18.354	
14	10.5984		13.248	16.56	19.872	
15	11.408		14.26	17.825	21.39	
16	14.1588		15.732	19.665	22.908	
17	15.4836		17.204	21.505	24.426	
18	16.8084		18.676	23.345	25.944	
19	18.1332		20.148	25.185	27.462	
20	21.62		21.62	27.025	28.98	
21	23.46		23.46	28.865	30.498	
22	25.3		25.3	30.705	32.016	
23	27.14		27.14	32.545	33.534	
24	28.98		28.98	34.385	35.052	
25	30.82		30.82		36.57	36.57
26	32.292		32.292		38.226	38.226
27	33.764		33.764		39.882	39.882
28	35.236		35.236		41.538	41.538
29	36.708		36.708		43.194	43.194
30	38.18		38.18		44.85	44.85
31	39.284		39.284		46.506	46.506
32	40.388		40.388		48.162	48.162
33	41.492		41.492		49.818	49.818
34	42.596		42.596		51.474	51.474
35	43.7		43.7		52.44	52.44
36	44.804		44.804		52.44	52.44
37	45.908		45.908		52.44	52.44
38	47.012		47.012		52.44	52.44
39	48.116		48.116		52.44	52.44
40	49.22		49.22		52.44	52.44
41	50.324		50.324		52.44	52.44
42	51.428		51.428		52.44	52.44
43	52.44		52.44		52.44	52.44
44	52.44		52.44		52.44	52.44
45	52.44		52.44		52.44	52.44

(注1)()内は、最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(注3)退職手当の基本額の調整(92/100)を含めた係数である。

(平 25.12.1~H26.6.30)

勤 続 年 数	第5条			第6条			第7条		
	自 己 都 合	病期定(等満年1了・1・応年業募未業務認満外定)死退亡職・(通一勤号災)害・傷任	業(通外勤傷災病害等傷病を除く)	病期定(等満年1了・1・応年業募以業務認上外定2死退5亡職年・(未通一満勤号災)害・傷任	号組織の業務改廢・上死・応募認定業務退職傷(二病)	病期定(等満年2了・5・応年業募以上業務認上死退亡職・(通一勤号災)害・傷任			
6月未満	0	0.92	0.92				1.38		
6月以上1年	0.552	0.92	0.92				(1年未満2.7a) 1.38(3.6a)		
2	1.104	1.84	1.84				2.76(4.5a)		
3	1.656	2.76	2.76				4.14(5.4a)		
4	2.208	3.68	3.68				5.52(5.4a)		
5	2.76	4.6	4.6				6.9		
6	3.312	5.52	5.52				8.28		
7	3.864	6.44	6.44				9.66		
8	4.416	7.36	7.36				11.04		
9	4.968	8.28	8.28				12.42		
10	5.52	9.2	9.2				13.8		
11	8.1696		10.212	12.765			15.318		
12	8.9792		11.224	14.03			16.836		
13	9.7888		12.236	15.295			18.354		
14	10.5984		13.248	16.56			19.872		
15	11.408		14.26	17.825			21.39		
16	14.1588		15.732	19.665			22.908		
17	15.4836		17.204	21.505			24.426		
18	16.8084		18.676	23.345			25.944		
19	18.1332		20.148	25.185			27.462		
20	21.62		21.62	27.025			28.98		
21	23.46		23.46	28.865			30.498		
22	25.3		25.3	30.705			32.016		
23	27.14		27.14	32.545			33.534		
24	28.98		28.98	34.385			35.052		
25	30.82		30.82				36.57		36.57
26	32.292		32.292				38.226		38.226
27	33.764		33.764				39.882		39.882
28	35.236		35.236				41.538		41.538
29	36.708		36.708				43.194		43.194
30	38.18		38.18				44.85		44.85
31	39.284		39.284				46.506		46.506
32	40.388		40.388				48.162		48.162
33	41.492		41.492				49.818		49.818
34	42.596		42.596				51.474		51.474
35	43.7		43.7				52.44		52.44
36	44.804		44.804				52.44		52.44
37	45.908		45.908				52.44		52.44
38	47.012		47.012				52.44		52.44
39	48.116		48.116				52.44		52.44
40	49.22		49.22				52.44		52.44
41	50.324		50.324				52.44		52.44
42	51.428		51.428				52.44		52.44
43	52.44		52.44				52.44		52.44
44	52.44		52.44				52.44		52.44
45	52.44		52.44				52.44		52.44

(注1)()内は、最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(注3)退職手当の基本額の調整(92/100)を含めた係数である。

(平 26. 7. 1~)

勤 続 年 数	自 己 都 合	第5条		第6条		第7条	
		病期定(等満年1了・1・応年業募未務認満外定)死退亡職・(通一勤号災)害・傷任	業務(通外勤傷災病害等傷病を除く)	病期定(等満年1了・1・応年業募以務認上外定2死退5亡職年・(未通一満勤号災)害・傷任	号組織(の業改務廢上死亡・認業定務退上職傷(二病二)	病期定(等満年2了・5・応年業募以務認上外定)死退亡職・(通一勤号災)害・傷任	
6月末満	0	0.87	0.87			1.305	
6月以上1年	0.522	0.87	0.87			(1年未満2.7a)	
2	1.044	1.74	1.74			2.61(4.5a)	
3	1.566	2.61	2.61			3.915(5.4a)	
4	2.088	3.48	3.48			5.22(5.4a)	
5	2.61	4.35	4.35			6.525	
6	3.132	5.22	5.22			7.83	
7	3.654	6.09	6.09			9.135	
8	4.176	6.96	6.96			10.44	
9	4.698	7.83	7.83			11.745	
10	5.22	8.7	8.7			13.05	
11	7.7256	9.657	12.07125			14.4855	
12	8.4912	10.614	13.2675			15.921	
13	9.2568	11.571	14.46375			17.3565	
14	10.0224	12.528	15.66			18.792	
15	10.788	13.485	16.85625			20.2275	
16	13.3893	14.877	18.59625			21.663	
17	14.6421	16.269	20.33625			23.0985	
18	15.8949	17.661	22.07625			24.534	
19	17.1477	19.053	23.81625			25.9695	
20	20.445	20.445	25.55625			27.405	
21	22.185	22.185	27.29625			28.8405	
22	23.925	23.925	29.03625			30.276	
23	25.665	25.665	30.77625			31.7115	
24	27.405	27.405	32.51625			33.147	
25	29.145	29.145				34.5825	34.5825
26	30.537	30.537				36.1485	36.1485
27	31.929	31.929				37.7145	37.7145
28	33.321	33.321				39.2805	39.2805
29	34.713	34.713				40.8465	40.8465
30	36.105	36.105				42.4125	42.4125
31	37.149	37.149				43.9785	43.9785
32	38.193	38.193				45.5445	45.5445
33	39.237	39.237				47.1105	47.1105
34	40.281	40.281				48.6765	48.6765
35	41.325	41.325				49.59	49.59
36	42.369	42.369				49.59	49.59
37	43.413	43.413				49.59	49.59
38	44.457	44.457				49.59	49.59
39	45.501	45.501				49.59	49.59
40	46.545	46.545				49.59	49.59
41	47.589	47.589				49.59	49.59
42	48.633	48.633				49.59	49.59
43	49.59	49.59				49.59	49.59
44	49.59	49.59				49.59	49.59
45	49.59	49.59				49.59	49.59

(注1)()内は、最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(注3)退職手当の基本額の調整(87/100)を含めた係数である。

(平30.1.1~)

勤 続 年 数	第5条			第6条			第7条		
	自 己 都 合	病期定～ 等満年1 了・1 ・応年 業募未 務認満 外定) 死退 亡職 ・(一 通一 勤号 災) 害・ 傷任	業～ 務通 外勤 傷災 病害 等傷 病を除く	病期定～ 等満年1 了・1 ・応年 業募以 務認上 外定2 死退5 亡職年 ・(未 通一満 勤号) 災) 害・ 傷任	号組 ～の 業務改 廢上・ 死應 亡・認 業定 務退 上職 傷(二 病二	病期定～ 等満年2 了・5 ・応年 業募以 務認上 外定) 死退 亡職 ・(一 通一 勤号 災) 害・ 傷任			
6月末満	0	0.837	0.837				1.2555		
6月以上1年	0.5022	0.837	0.837				1.2555(3.6a)		
2	1.0044	1.674	1.674				2.511(4.5a)		
3	1.5066	2.511	2.511				3.7665(5.4a)		
4	2.0088	3.348	3.348				5.022(5.4a)		
5	2.511	4.185	4.185				6.2775		
6	3.0132	5.022	5.022				7.533		
7	3.5154	5.859	5.859				8.7885		
8	4.0176	6.696	6.696				10.044		
9	4.5198	7.533	7.533				11.2995		
10	5.022	8.37	8.37				12.555		
11	7.43256		9.2907		11.613375		13.93605		
12	8.16912		10.2114		12.76425		15.3171		
13	8.90568		11.1321		13.915125		16.69815		
14	9.64224		12.0528		15.066		18.0792		
15	10.3788		12.9735		16.216875		19.46025		
16	12.88143		14.3127		17.890875		20.8413		
17	14.08671		15.6519		19.564875		22.22235		
18	15.29199		16.9911		21.238875		23.6034		
19	16.49727		18.3303		22.912875		24.98445		
20	19.6695		19.6695		24.586875		26.3655		
21	21.3435		21.3435		26.260875		27.74655		
22	23.0175		23.0175		27.934875		29.1276		
23	24.6915		24.6915		29.608875		30.50865		
24	26.3655		26.3655		31.282875		31.8897		
25	28.0395		28.0395				33.27075		33.27075
26	29.3787		29.3787				34.77735		34.77735
27	30.7179		30.7179				36.28395		36.28395
28	32.0571		32.0571				37.79055		37.79055
29	33.3963		33.3963				39.29715		39.29715
30	34.7355		34.7355				40.80375		40.80375
31	35.7399		35.7399				42.31035		42.31035
32	36.7443		36.7443				43.81695		43.81695
33	37.7487		37.7487				45.32355		45.32355
34	38.7531		38.7531				46.83015		46.83015
35	39.7575		39.7575				47.709		47.709
36	40.7619		40.7619				47.709		47.709
37	41.7663		41.7663				47.709		47.709
38	42.7707		42.7707				47.709		47.709
39	43.7751		43.7751				47.709		47.709
40	44.7795		44.7795				47.709		47.709
41	45.7839		45.7839				47.709		47.709
42	46.7883		46.7883				47.709		47.709
43	47.709		47.709				47.709		47.709
44	47.709		47.709				47.709		47.709
45	47.709		47.709				47.709		47.709

(注1)()内は、最低保障である。

(注2)aは、基本給月額であり、基本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(注3)退職手当の基本額の調整(83.7/100)を含めた係数である。